

ポイント解説速報

IASB、討議資料 「企業結合—開示、のれん及び減損」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2020年3月19日、討議資料（DP/2020/1）「企業結合—開示、のれん及び減損」を公表した。

IASBは、2013年から2015年にかけてIFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）を行い、識別された論点について、2015年から現在にかけて「のれんと減損」リサーチプロジェクトとして審議を行ってきた。プロジェクトの目的は、企業結合に関して企業が投資家に提供する情報をより有用なものとするための方策を、企業に発生するコストも考慮した上で検討することにある。本討議資料は、当該プロジェクトで議論された論点にかかるIASBの予備的見解を含んでいる。

本討議資料のコメント期限は2020年9月15日である。



ポイント

本討議資料には、以下のIASBの予備的見解が含まれている。

1. 企業結合時に設定した企業結合の目的が、その後どの程度達成されているかについて、マネジメントがモニターしている情報を開示する。
2. のれんの減損損失をよりタイムリーに認識するための、のれんの減損テストモデルへの変更は行わない。
3. のれんの償却は行わない。
4. 年次の減損テストを廃止し、減損テストは減損の兆候がある場合にのみ要求する。使用価値算定における要求事項の一部も改訂する。
5. 企業結合時における無形資産の認識要件は変更しない。

IASBは、上記の予備的見解をパッケージとして採用した場合には、本プロジェクトの目的を十分に達成し得るものと考えている。IASBは、上記の予備的見解の中でも、中心となるのは企業結合の事後の成果についての開示（上記1）と考えている。現行ののれんの減損テストモデルにおいては、のれんの減損損失がタイムリーに認識されない場合があり、減損損失をよりタイムリーに認識できるよう減損テストモデルの改良を検討したものの、そのような変更は現実的ではないとして却下した（上記2）。IASBは、のれんの減損テストの目的は、のれんが配賦されたCGUの帳簿価額が回収可能価額を超えないことを確かめることにあり、のれんの減損損失が企業結合の事後の成果を伝達するには限界があると考えている。したがって、企業結合の事後の成果を投資家にタイムリーに伝達するには、別途の開示を要求することが必要と考えている。また、企業結合の事後の成果の開示は、企業のマネジメントが企業結合に対する説明責任を果たしているかを投資家が評価することに役立つことも期待される。

のれんの償却の再導入は、僅差により、却下されている（上記3）。

I. 背景

IFRS第3号のPIRにおいて提起された主な論点は以下のとおりであり、当該論点の本討議資料で議論されている。

1. 企業結合の事後の成果を把握するための情報が提供されていないため、企業結合が当初の目的を達成しているのか（または、どの程度達成しているのか）を投資家が評価することができない。
2. のれんの減損損失が認識されるタイミングが遅いため、のれんの減損テストの有効性を改善すべきである。
3. のれんの償却を再導入すべきである。
4. 減損テストは複雑で、時間とコストがかかっており、簡略化することが可能である。
5. 企業結合において無形資産をのれんと分離して認識・測定することが困難な場合があり、これらの無形資産はのれんに含めるべきである。

これらの論点は、2015年から開始された「のれんと減損」リサーチプロジェクトで審議が重ねられ、本討議資料はこれらの審議の結果としてのIASBの予備的見解を含んでいる。本討議資料は、これらの論点について、利害関係者からのコメントを募集することを目的に公表された。IASBは、本討議資料へのコメントを踏まえて、次のステップを検討する予定である。

II. 本討議資料の概要

以下では、本討議資料の概要を解説する。セクション番号は本討議資料におけるものである。

企業結合に関する開示の改善（セクション2）

(1) 企業結合の事後の成果の開示

企業結合の事後の成果についての情報を提供するため、以下の開示を要求することが提案されている。ここで開示される情報は、マネジメント（IFRS第8号「事業セグメント」の最高経営意思決定者、CODM）が実際に企業結合の成果をモニターするために使用している情報に基づくことが提案されている（マネジメントアプローチを準用）。

- (a) 企業結合を行った戦略的な根拠、CODMが企業結合に設定した目的
- (b) 企業結合が行われた年においては、CODMが企業結合の目的の達成の程度を評価するために設定した測定基準（metrics）
- (c) CODMが企業結合の成果をその目的と比較してモニターしている期間においては、企業結合の目的が達成されている程度を上記の測定基準（metrics）を用いて開示
- (d) CODMが企業結合の目的が達成されているかをモニターしていない場合には、その事実とその理由
- (e) CODMが企業結合の行われた期の期末から2年が経過する前に企業結合の目的が達成されているか否かのモニターを止めた場合、その事実とその理由
- (f) CODMが企業結合の目的の達成の程度を評価するために設定した測定基準（metrics）を変更した場合には、その事実と変更の理由

企業結合を行った戦略的な根拠とは、企業の全体的なビジネス戦略に関連するもので、例えば、Z地域における企業の地理的プレゼンスを高めるために、Z地域で活動するB社を買収する、というようなものである。これに対して、企業結合に設定した目的とは、企業が企業結合を行ったより具体的な財務的又は非財務的な狙いを意味し、例えば、買収したB社が有する販売チャネルを使ってZ地域において自社製品Wの販売を拡大する、

というようなものである。なお、企業結合が成功したというためには、達成されなければならない企業結合の目的は1つとは限らず、複数設定されていることも考えられる。そして、企業は、企業結合の目的が達成されたか否かを評価するためのターゲット及びその測定方法を設定することが期待されている。これらの測定基準（metrics）は、企業結合の目的が達成されているのか否かを検証することができるよう、十分に詳細である必要がある。上記の例を用いた測定基準（metrics）の例は、202X年において地域Zにおける自社製品Wの売上をCU100百万増加させる、というようなものである。測定基準（metrics）には、非財務的なものも含まれる（マーケットシェア等）。

なお、取得したビジネスが取得企業のビジネスと統合された場合には、当該統合されたビジネスに関してCODMがモニターしている情報を開示するとされている。

IASBIは、これら企業結合の目的についての情報は、企業がなぜその企業結合を行ったのか、何の資産、シナジー又は便益に対して取得の対価を支払ったのか、取得の対価が合理的なものであったのかについて、投資家が評価をするのに役立つとしている。

(2) その他の限定的な改訂

IFRS第3号のPIRにおいて、IFRS第3号の開示要求は膨大であるにもかかわらず、どれも似たような開示が行われており、投資家が必要とする情報—なぜその企業結合を行ったのか、何の資産、シナジー又は便益に対して取得の対価が支払われたのか—が開示されていないという点が指摘されていた。IASBIは、企業結合の開示の目的が十分に具体的でないことがその理由にあると考え、企業結合の開示の目的をより具体的にすることを提案している。すなわち、企業結合の開示の目的は、以下について投資家が理解できるような情報を提供することであることを追加する。

- (a) 企業結合の対価を合意する際に、マネジメントが当該企業結合から期待する便益
- (b) CODMが設定した企業結合の目的が達成されている程度

上記(b)については、主に、企業結合の事後の成果の開示（上記参照）で対応されている。上記(a)については、IFRS第3号B64(e)におけるのれんの構成要素についての定性的な説明では投資家にとって必要な定量的な情報が開示されないという指摘を受け、IFRS第3号B64(e)を以下のとおり変更することを提案している。

- 企業結合により取得したビジネスを取得企業のビジネスと結合させることから生じるシナジーについての説明
- シナジーの実現が予想される時期
- 予想されるシナジーの金額（またはそのレンジ）
- シナジーを実現するために予想されるコストの金額（またはそのレンジ）

なお、IFRS第3号B64(i)、(q)についての限定的改訂も提案されている。

のれんの減損テストの有効性の改善、のれんの償却（セクション3）

(1) のれんの減損テストの有効性の改善

IFRS第3号のPIRにおいて、多くの利害関係者は、のれんの減損損失が認識されるタイミングが遅く、のれんの減損損失をよりタイムリーに認識できるよう、減損テストモデルの有効性を向上させるべきだと指摘した。一方で、のれんの減損損失の認識は、認識のタイミングは遅いものの、のれんの減損損失が認識された場合には、投資家が過去に行った評価が正しかったことを確認することができるという意味で情報としての価値

があるという指摘や、また、のれんの減損は、減損損失額そのものよりも減損損失が認識されたという事実にかこそ意味があると考えられる利害関係者も存在していた。

IAS第36号「資産の減損」は、のれんを含む資金生成単位（CGU）については、減損の兆候の有無にかかわらず年次の減損テストを要求している。IFRS第3号が2004年に公表される前、つまりIAS第22号「企業結合」においては、のれんは一定の耐用年数にわたって償却されていたが、IFRS第3号の適用と同時に、のれんは非償却とされ、年次の減損テストが要求されることとなった。当時、のれんが非償却とされた理由は、のれんの耐用年数を見積もることは通常可能ではなく、のれんの償却費が有用な情報を提供しないこと、かつ、厳格かつ実務に適用可能な減損テストが考案されたこととされた。

のれんは独立してキャッシュフローを生み出さないため、必ず他の資産又は資産グループと一緒に減損テストを行う必要がある。IAS第36号におけるのれんの減損テストでは、のれんはマネジメントによってモニターされる最小の単位に配賦され、CGUの帳簿価額にのれんを加えた合計が、CGUの回収可能価額を上回っている場合において減損損失が計上される。減損損失は、のれんに優先的に配分される。このように、のれんは残余であるという性質から、その回収可能性を直接的に測定することができず、減損テストでは常にのれんを含むCGUとしての回収可能価額を算定する必要がある。

IASBIは、のれんの減損テストについての上記の理解に基づき、のれんの減損損失の認識が遅れる可能性として、以下の2つの理由を特定した。

- 回収可能価額の見積りにおけるマネジメントの過度な楽観
- CGUの回収可能価額がのれんを含むCGUの帳簿価額を超過する金額（未認識の剰余分/未認識のheadroom）が存在することによるシールド効果（なお、未認識のheadroomとしては、自己創設のれん、未認識の資産、認識されている資産・負債に関する回収可能価額との差異がある）

IASBIは、マネジメントの過度な楽観についてはIFRSを変更することにより対応するのではなく、監査人や規制当局により対応すべきものと考えた。一方で、未認識のheadroomについては、当該未認識のheadroomを減損テストモデルの計算要素に組み込むことでのれんの減損損失の認識タイミングを早めることを検討した（headroom approach）。

のれんの減損テストはCGU単位で行う必要があるが、IAS第36号の減損テストモデルでは、回収可能価額と比較するのは認識された資産およびのれんの合計額であり、前者が後者を下回る場合にのみ減損損失が認識される。ここで、当該回収可能価額の中には、たとえば自己創設のれんに対応するキャッシュフローが含まれている場合があり、この場合、当該自己創設のれんは財務諸表において資産計上されていないが、回収可能価額の算定上は含まれている。このような未認識のheadroomがCGUに含まれている場合、回収可能価額の減少は、最初に未認識のheadroomに充当され、のれんの減損損失の認識は、未認識のheadroomがゼロとなった後に行われる。つまり、のれんの減損損失が認識される状態とは、回収可能価額の中にもはや未認識のheadroomがない状態である。

一方、headroom approachでは、前回の減損テスト時に存在する未認識のheadroomを当期の減損テストモデルに組み込み、回収可能価額の減少を（常に未認識のheadroomの減少とするのではなく）のれんの減少とする可能性が検討された。しかしながら、この方法を採用する場合の難しさは、回収可能価額の減少を、取得対価の残余でありその価値を直接的には算定できないのれんと、同じくその価値を直接的には算定できないであろう未認識のheadroomにどのように按分するのかを決定しなければならないという点にある。また、未認識のheadroomを每期測定し、その測定額がのれんの減損損失の認識に直結する可能性があるため、企業には減損テストの精緻化が求

められる。上記を踏まえ、IASBは、実務上、headroom approachを採用することは実行可能ではないとして、予備的見解として却下した。

結果として、のれんの減損損失を測定するにあたっては未認識のheadroomによるシールド効果を排除することはできず、のれんの減損損失がタイムリーに認識されるか否かは、のれんが配賦されたCGUに存在する未認識のheadroomの影響を受けることになる。IASBは、のれんの減損テストは、企業結合が成功したかどうかについてのタイムリーな情報を必ずしも提供することにはならないが、だからといって、そのこと自体はのれんの減損テストが失敗していることを意味しないと考えている。すなわち、のれんの減損テストの目的は、減損テストの対象となるCGUに含まれる資産の帳簿価額（のれんを含む）が、回収可能価額を超えていないことを確認することにあるからである。IASBは、企業結合がその後成功しているのか否かについてのタイムリーな情報提供は、企業結合の事後の成果の開示（上記参照）にて対応できると考えている。

(2) のれんの償却の再導入

のれんを償却すべきか否かは、長年にわたり議論されてきた論点であり、利害関係者の見解は二分していると考えられる。のれんを償却すべきという見解と償却すべきではないという見解の論拠としてはそれぞれ以下のものがある。

のれんの償却の再導入に賛成する論拠	のれんの償却の再導入に反対する論拠
IAS第36号ののれんの減損テストモデルでは、のれんの減損損失をタイムリーに認識することができず、のれんは過大に計上されている。償却は、のれんの帳簿価額を直接減額することができる。	たとえ減損損失の認識が遅れたとしても、減損テストは減損が起きたという重要な情報を提供している。のれんの耐用年数を見積ることはできず、のれんの償却費は恣意的な金額でしかない。
企業が計上するのれんの金額は増加の一途を辿っており、のれんを償却しなければ、企業結合についてのマネジメントの責任を明確にすることができない。	のれんが増加している理由としては様々な理由が考えられる（経済の質の変化、未認識の無形資産の重要性の増加等）。のれんを減額するという目的のためだけに、のれんは償却されるべきではない。
のれんは、期間の経過とともに費消される資産であり、のれんを償却することが、のれんが費消されたという事実を会計処理に反映する唯一の方法である。	のれんを償却することにより企業が投資家に提供する情報が大幅に改善することを示す証拠は見当たらない。また、企業結合後の数年間は、減損テストの負荷を大幅に軽減することもできない。

IASBは、僅差により、現行の基準を維持する（のれんの償却の再導入は行わない）という予備的見解を採用した（14名のボードメンバーのうち8名の賛成）。のれんの償却の再導入に反対するボードメンバーは、現行の会計処理を変更することを正当化する明確な証拠が得られていないと考えている。また、のれんの償却を再導入する場合には、どのように耐用年数を見積もるのかという論点を検討する必要が生じる。

IASBは、のれんの償却の再導入の要否についての利害関係者からのコメントを求めているが、すでに議論されつくした論拠を単に繰り返すだけではこの議論を前に進めることはできないと考えており、今まで議論されていない新しい実務的または理論的な主張を含んだフィードバックを期待しているとしている。

(3) のれんを除く資本合計額の表示

のれんは直接測定することができず、また、単独で売却することもできない。このようなのれんのユニークな性質に鑑み、IASBは、財政状態計算書において、のれんを除く資本合計額を表示することを提案している。

減損テストの簡略化（セクション4）

本セクションでは、IAS第36号の減損テストについて、以下の簡略化が提案されている。

- 年次の減損テストを廃止し、減損の兆候がある場合にのみ減損テストの実施を要求する。当該簡略化は、のれんだけでなく、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産にも適用される。また、年次の減損テストを廃止することにより減損の兆候の有無の判断がより重要になってくるが、IASBは、IAS第36号12項に列挙される減損の兆候を再検討する必要性について言及している。例えば、企業結合の事後の成果の開示（上記参照）における企業結合の目的の不達成を新たな減損の兆候に含めることが考えられている。
- 使用価値算定において、企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリングや当該資産の性能の改善・拡張から生じるキャッシュフローを除外しなければならないというIAS第36号の要求事項を削除する。
- 使用価値を算定する際に使用するキャッシュフロー及び割引率がともに税引前でなければならないというIAS第36号の要求事項を削除し、キャッシュフローと割引率が、税引前でも税引後でも、整合してさえいればよいことを明確にする。

無形資産（セクション5）

IFRS第3号のPIRにおいて、企業結合時において識別可能なすべての無形資産をのれんとは区別して認識しなければならないとするIFRS第3号の要求事項に対し、顧客関係やブランドなど、企業のビジネスと一体となっているような無形資産については、信頼性をもって評価することが困難であり、これらの無形資産についてはのれんの中に含めるべきではないかとの指摘がなされた。IASBは、現行のIFRS第3号の無形資産の認識要件を変更するに足る証拠が得られていないため、変更を行わないことを予備的見解としている。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.